

小牧市議会議案第 1 1 2 号

小牧市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 0 日 提出

小牧市議会議員	木	村	哲	也
同	上	舟	橋	秀和
同	上	小	川	真由美
同	上	加	藤	晶子
同	上	船	橋	厚

小牧市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

小牧市議会議員政治倫理条例（平成28年小牧市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号を同条第12号とし、同条第6号中「配偶者」の次に「若しくは2親等内の血族」を加え、同号を同条第11号とし、同条第5号を同条第10号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (6) 議員としての発言又は議会報告会、チラシ、ウェブサイト等による情報発信において、議会若しくは他人の名誉を毀損し、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (7) 差別的な取扱い又は言動、性的な言動、名誉を毀損し、又は社会的信用を低下させる目的で他人を誹謗中傷する言動その他の個人の人格又は尊厳を害するおそれのある行為をしないこと。
- (8) 法令等、議会及び委員会の決定事項並びに議会の申合せ事項を遵守すること。
- (9) 議会の協議等を妨げる行為を厳に慎むこと。

第4条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるときは、当該報告に、次に掲げる措置を講ずるべきかどうかの意見を添えるものとする。

- (1) 議長からの戒告
- (2) 議員全員が出席する協議会における陳謝
- (3) 本会議における陳謝
- (4) 一定期間の議会出席の自粛
- (5) 議会における役職の辞任勧告
- (6) 議員辞職勧告
- (7) その他必要と認める措置

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(審査対象議員に対する措置)

第11条 議長は、第9条後段の規定により措置を講ずるべきとする意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、審査対象議員に必要な措置を講ずることを求め、又は議会の品位及び名誉を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、政治倫理基準を見直す等のため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 政治倫理基準として議員が遵守しなければならない事項を見直す。(第4条関係)
- 2 審査会は、政治倫理基準違反等の事実があったと認めるときは、審査結果の報告に措置に関する意見を添えることとする。(第9条関係)
- 3 審査対象議員に対する措置について定める。(第11条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行う。
- 5 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

小牧市議会議案第 1 1 3 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出について

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書を地方自治法第 9 9 条の規定により次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日提出

小牧市議会議員	木	村	哲	也
同	上	舟	橋	秀和
同	上	小	川	真由美
同	上	加	藤	晶子
同	上	船	橋	厚

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。

本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。

しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)